

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この規則は、定款に定められた諸事項について適正に運営することを目的として定める。

## 第2章 目的および活動

### (対象疾患)

第2条 定款第3条に記載の下垂体関連疾患の患者とは主に以下の病気を含む。

- ① 下垂体機能低下症
- ② 先端巨大症
- ③ 甲状腺刺激ホルモン分泌異常症
- ④ プロラクチン分泌異常症
- ⑤ ゴナドトロピン分泌異常症
- ⑥ クッシング病・クッシング症候群
- ⑦ 中枢性尿崩症
- ⑧ 下垂体およびその周辺の疾患

## 第3章 会員

### (入会金)

第1条 定款第15条に記載の入会金は、1,000円とする。

※ただし、賛助会員は入会金を免除する事とする。

### (年会費)

第2条 定款第15条に記載の年会費は、以下の通りとする。

- ① 正会員 3,000円
- ② 賛助会員 5,000円

### (会員の除名)

第3条 定款第17条に記載の会員の除名については、以下の方法にて行うものとする。

その際は、個人名は出さず事実のみを説明し決議を行う事とする。

方法は以下の①もしくは②とする。

- ① 総会において決議を行い、参加者の過半数の賛成を得られたとき。
- ② 事前に会員に対しメール等にて経緯説明を行い、メールによる返信等で会員の意思表示を確認し賛成が回答者の過半数を超えた場合且つ理事会において決議を行い全会一致が得られたとき。

## 第4章 理事会

### (議決事項)

第6条 定款第54条に記載の理事会の議決事項は、以下の通りとする。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- ④ 事業計画と収支予算の決定・変更
- ⑤ 理事の選任・辞任に関する事項
- ⑥ 役員職務・報酬に関する事項
- ⑦ 入会金・年会費に関する事項
- ⑧ 契約に関する事項
- ⑨ 事務局の組織運営に関する事項
- ⑩ 事務局長・監事の選任及び解任
- ⑪ 補欠・増員による理事補充に関する事項  
※任期は第 31 条に基づき会計年度終了までとし、メール等で会員への通知を行うものとする
- ⑫ 解散と残余財産の取り扱いに関する事項  
その他、当会の運営に関する事項

### 附則

この規程は、2021年6月1日から実施する。